

会 議 記 録			
要件	令和元年度千葉県農業多面的機能発揮検討会	日 時	令和2年1月23日(木) 14:00 ~ 16:30
場 所	千葉県森林会館 5階 第1会議室		

【概要】

日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)及び中山間ふるさと・水と土保全対策事業は第三者機関を設置することとされている。

今年度も第三者委員会を開催し、各事業の実行状況の点検及び効果の評価等を行った。

なお、千葉県農業多面的機能発揮検討会傍聴要領第1条の(2)に基づき受付を行った結果、希望者なしであった。詳細は以下の通りである。

【質疑応答、意見等】

●多面的機能支払交付金

Q: 県の目標面積達成に向けて、特に重点的に推進していく地域はどこか。(構成員)

A: 都市部に近い地域や、畑作が主となる地域では、共同活動を行うための合意形成に時間がかかると思われる。水田が主となる農村地域の中で、まだ本交付金を活用していない集落に対し、推進していく。

(事務局)

(意見)

- ・農業・農村の多面的機能の必要性について、農業者は十分理解していても、一般の方にはまだ浸透していないと思われる。昨年の台風で県内各地が被害を受け、災害の記憶が新しい今だからこそ、洪水や土砂崩れを防ぐ農地の機能について、その重要性を県民に理解してもらうことが必要。(構成員)

- ・交付金申請事務の負担が取組継続の課題になっているということなので、民間の会社が開発・販売している事務支援システム等を有効活用してもらい、事務負担の軽減につなげてほしい。(構成員)

- ・新規設立組織のフォローのため、千葉県多面的機能推進協議会が意見交換会を開催しているとのことだが、これまで取組を継続してきた組織に対しても、研修会の開催や優良事例の紹介等を行い、活動の活性化を図ってほしい。(構成員)

- ・都市部に近い地域での推進なら、例えば東葛飾地域では、手賀沼周辺の環境保全に取り組んでいるNPO法人等があるので、環境・水質保全の観点からもアプローチしてみしてほしい。(構成員)

- ・高齢化が進む中で、地域の共同活動がいつまで続けられるのか、心配ではある。(構成員)

- ・子どもの時に近くの農村で遊んだ経験が自分の原体験の一つとなっている。子ども達に、農業・農村の大切を感じてもらい取組を、続けてほしい。(構成員)

●中山間地域等直接支払交付金

Q: 今年度5月に実施した千葉県農業多面的機能発揮検討会で、最終年評価のとりまとめを実施した際に1期対策期間の5年は長いと話していたが令和2年度から実施される第5期対策では、体制整備単価の条件が6年から10年先の集落戦略作成に伸びている。本制度は中山間地域等における多面的機能を発揮するための制度であり、集落の限界を先延ばしにする事業であってはならない。そのためにも県がワークショップやふるさと保全指導員との連携を図り丁寧に支援しなければならない。(構成員)

A:集落戦略の作成については6～10年先の将来像を決定する必要があるが、本制度を活用する最低条件は、5年間の継続した農業生産活動等を実施することである。また、本制度の交付金は、農業生産活動等の支援に加え集落内の連携に資するものでもある。自発的に集落についての連携を深めるため、県として、市町村と連携し支援していきたい。(事務局)

(意見)

千葉県において多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金は同一組織での受領が可能であるが両方受領すると適正に執行できず片方しか交付を受けていない組織も考えられる。そのため議題(1)の多面的機能支払交付金で示されているカバー率については、中山間地域等直接支払交付金の面積も含めて良いと考えられる。(構成員)

遡及返還の要件が緩和されたことにより実施は多少容易になっているが、当然返還は生じない方が良いため、活動をリタイアした方の農地を保全できるような体制整備が必要である。また、鳥獣被害防止柵など構造物を設置した際は維持管理コストも踏まえた集落の将来像を作成するべきである。(構成員)

第2期対策で実施を取りやめた勝浦市南山田集落については、交付金を受けていないのにも関わらず維持管理活動が行われているのは財政上だけでなく、本事業の趣旨を鑑みても非常に素晴らしい事例である。県としてはそれらの集落を調査し他の集落の推進に活用していただきたい。(構成員)

豚コレラの拡散防止のための、柵設置の取組などは農家だけでは手に負えないため、県としての支援をお願いしたい。(構成員)

●環境保全型農業直接支払交付金

Q:県施策について、それぞれ目標はあるのか。(構成員)

A:・エコファーマー:目標は定めていない。

・ちばエコ農産物:かつては目標を定めていたが、現在は定めていない。

・有機農業:経営耕地面積の1%を目標としているが、現在は0.5%にとどまっている。なお、国は昨年度中に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を見直すとしていたが、まだ示されていないため、県の推進計画は国の方針が示されてから策定することになる。

・ちばGAP制度:目標は定めていない。GAP全体では、令和3年度に認定件数110件としており、現状値は112件であり、順調に推移している。(事務局)

Q:県施策と環境保全型農業の実績との関連性について解析を行っているのか。(構成員)

A:平成29年度から30年度にかけて取組面積が減少したのは、GAP要件化等が影響しているためと考えられる。(事務局)

Q:ちばGAPの取組項目の中に、県独自の項目はあるのか。(構成員)

A:ない。ただし、オプションで民間認証と同じ取組をすることもできる。(事務局)

(意見)

・市町村による実施面積はバラつきがない方がよい。(構成員)

・土壌くん蒸剤クロルピクリンについて、被覆資材によってはガスが飛散してしまうので、指導をしっかりとほしい。(構成員)

A:メーカーがガスの飛散が少ないフィルムを開発している。農薬取締法違反があれば当該法に基づき指導している。(事務局)

- ・草生栽培については、野草を生やす取組も効果があることから、このような取組も交付対象となるよう国に要望してほしい。(構成員)
 - ・地域特認取組は地域の実情に応じて設定できるから、ジャンボタニシやナガエツルノゲイトウ等の外来生物対策の取組を設定したらよいのではないかと。現場から要望がないというのは、現場が本制度を知らないからではないかと。外来生物が入り込んできたら大変だという啓発を行うとともに、本制度をPRしていくことが必要と思われる。(構成員)
 - ・ソーラーシェアリングを推進してほしい。(構成員)
- A:**担当課ではないが、参考までに回答させていただくと、県農林水産業振興計画には、営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングの推進は定めてない。現在、売電単価が制度発足当初の約半分に下がったことや、ソーラーパネルの設置に費用がかかることから、ソーラーシェアリングはあくまでも農家所得の確保の上で、付帯的な位置付けと考える。現段階では、行政として積極的に進めることは難しいと考える。(事務局)

●中山間ふるさと・水と土保全対策事業

- Q:**第三期事業実施計画案の成果目標は、もっと野心的な目標にしても良いのではないかと。目標を小さくすると事業の取組みも小さくなってしまふ。仮に目標達成できなくても、その過程をぜひ評価したい。特に目標2の指標は数値化するのが難しい。例えば、移住者の数や農業高校生等の中山間地域での活動・訪問のリポート率などを考えてもいいのでは。(構成員)
- A:**いただいた御意見を踏まえて、再度計画の内容を検討し、策定する。(事務局)
- Q:**他県で農業高校生を支援する取組はないのか。(構成員)
- A:**本事業で農業高校生を支援する取組は、今のところ千葉県以外ではない。(事務局)
- (意見)**
- 農業高校だけでなく、普通科の高校にも取組を広げてはどうか。例えば表彰事業やコンクールなど。(構成員)
- Q:**基金の今後が心配。事業の持続性の見込みはどうなのか。(構成員)
- A:**基金のあり方については、国から年間事業費の上限まで基金を活用することを求められている。基金を有効活用することで、今後も基金の必要性を内外に訴えていき、事業を継続するよう努める。(事務局)

以上